

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によつて、呉市から、川尻安浦都市計画公園二・二・一号久筋街区公園、二・二・二号森街区公園、二・二・三号中原街区公園及び三・三・一号安登公園の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十五年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦